

西予市
明浜町狩浜地区景観計画

平成 30 年 12 月
西予市

目次

1 狩浜地区の位置	
2 狩浜地区の概要	
(1) 歴史	3
(2) 産業	4
(3) 取り組み	4
3 狩浜地区の現況	
(1) 山林	6
(2) 段畑	6
(3) 集落	6
(4) 法花津湾沿岸の環境	7
(5) 西予市景観計画策定案	7
4 狩浜地区の特性	
(1) 自然的特性	8
(2) 歴史的特性	8
(3) 生活又は生業的特性	8
(4) 景観の概況と景観類型	9
5 明浜町狩浜地区の景観形成に係る課題	
(1) 山林の保全	11
(2) 段畑の維持	11
(3) 建築物の老朽化及び空き家化	12
(4) 法花津湾沿岸の環境の保全	12
6 景観計画区域の設定	
(1) 景観計画区域設定の基本的な考え方	13
(2) 景観計画区域の設定	13
7 狩浜地区景観計画の基本方針	
(1) 景観形成の目標	14
(2) 景観形成の方針	14
8 行為の制限	
(1) 届出対象行為	16
(2) 景観形成基準の運用	17
(3) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	20
9 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	

1 狩浜地区の位置

本計画の対象範囲は、愛媛県西予市明浜町狩浜地区である。

西予市は、愛媛県南部（南予地方）中央に位置し、東は高知県境の四国カルストの山々と接し、西は宇和海に面している。西予市の南西部に位置する明浜町は東西に 14.1km、南北に 5km で海岸線に伸び、総面積は 26.15 k² の細長い帯状の町である。特に、山より海に至ると言ったように、急傾斜地帯が大部分であり、平地は乏しく、山林・原野が 56% を占めている。

集落は東から、俵津、渡江、狩浜、高山、宮野浦、田之浜の 6 つに分かれており山系は宇和島市の法華津山系に連なる野福峠、龍王、極山、十が森、権現山、高森山の急峻な山々からなり、それぞれの小さな河川流域に平地があり住民の居住地となっている。

明浜町狩浜地区はリアス海岸の湾頭に位置する集落で、戸数は約 250 戸である。狭い低地を埋立てによって次第に広げてきた経緯を持つ。三方を山に囲まれているが、南側が開け集落や耕地は日照が良い。また、前面に法花津湾が広がる。



図 狩浜地区の位置

2 狩浜地区の概要

本地区の景観計画を策定するにあたり、地区の概要を整理する。

（1）歴史

本地区は、はんれい岩製の両刃石斧が発掘されており、縄文時代から人の営みが確認できる。

近世には、慶長 19(1614) 年、伊達秀宗が宇和島藩 10 万石を賜り入部し、明浜町域も宇和島藩の藩域であった。明暦 3(1657) 年、秀宗の 5 男宗純に吉田藩 3 万石を分知した結果、高山浦は宇和島藩のままとなり、狩浜浦、渡江浦、俵津浦は吉田藩となった。吉田藩は櫨の栽培を奨励し、傾斜地では櫨畑が形成された。

近代になると、国家的な織物生産の増大を受けて、本地区でも養蚕や綿織物、行商が発展した。同時に傾斜地では桑の栽培が行われた。戦時中は食糧の増産が必要となり、甘藷栽培に転換し、更に終戦後、産業の近代化が進んだことで、現在の柑橘栽培の卓越に至っている。海での生業は当初イワシ漁が盛んに行われていたが、豊不漁を繰り返し、昭和 30 年代の不漁を機に、現在のシラス加工業、魚類や真珠の養殖業に取って代わっている。

また、昭和 42(1967) 年には大干ばつが発生し、ミカンの木が枯死する等大きな被害を受けた。これを受けて南予用水事業が構想され、干害被害が克服された。また、農道建設、単軌条運搬機の設置等、農業の基盤整備も進展した。

明浜町は平成 16(2004) 年に合併し、西予市となった。

(2) 産業

狩浜地区は傾斜地を利用した農業と宇和海における漁業、水産業が営まれ、半農半漁の暮らしが続いてきた。

①農業

傾斜地を利用した農業では、時代のニーズに応じて生産物を変化させてきた。かつては、芋や榎、桑等が栽培されたが、現在は柑橘類の栽培が卓越している。

②漁業

宇和海での漁業はかつてはイワシ漁が盛んに行われた。しかし、昭和 30 年代以降、不漁が続き、現在は魚類や真珠の養殖業、シラス加工業へと転換している。

(3) 取り組み

●かりとりもさくの会による地域づくり活動

かりとりもさくの会は平成 23（2011）年、西予市の「地域づくり交付金」を活用し、地域の自立と元気づくりを目指す活動の推進のための団体としてできた地域組織である。

これまでに、ノルディックウォーク講習会を始めとした住民の健康づくり活動、後継者対策としての婚活イベントの実施、案内板の作成等、多数の活動を行っている。



かりとりもさくの会による看板のメンテナンス

●中山間地域等直接支払制度枝浦集落協定による農地及び農道の維持管理

中山間地域等直接支払制度枝浦集落協定による活動は、協定する耕作者の条件不利地である急傾斜樹園地での耕作面積を維持するために、農業生産活動等の体制整備に向けた共同取組活動を行う組織である。これにより、畑地灌漑自動化施設の維持管理、農道清掃のための費用に活かされている他、農道の維持管理、景観作物の植栽作業等が行われている。



道つくりの様子

●段々畑ガイドの会によるガイド及び広報活動

平成 25（2013）年に四国西予ジオパークが認定されたことを契機とし、かりとりもさくの会の議論の中で、段々畑を中心としたガイド事業が立案された。これを受けて段々畑ガイドの会が発足し、一般ガイド業務の他、月 1 回の勉強会、誘導案内板の設置、広報活動や教育に



ガイドの様子

活かせるガイドプロモーションビデオ制作等を行っている。

今後はガイドを通さない来訪者への対応や、継続的に機能できるようなシステムづくり、駐車場、飲食、休憩所といった環境整備等を検討課題としている。

●のびのびプラタナスの会による「かりえ笑学校」の一般開放

のびのびプラタナスの会は旧狩江小学校を活用した施設「かりえ笑学校」を中心とした地域の活性化を目的とした子育てグループである。ママ会やイベントの開催、地域の交流の場となるよう施設の一般開放に取り組んでいる。



プラタナスの会の活動風景

●農業集団による取り組み

狩浜地区では 40 年前に、有機農業を基盤とした地域づくりを推進する農業集団が誕生し、柑橘類の有機栽培がなされ、畑地の雑草が草刈り機で丁寧に刈り除かれている。この取り組みは、安全な食の提供のみならず、河川や法花津湾の水質向上、畑地や石垣における生態系の維持、そして畑地の景観上の整備にもつながっている。



農業集団の活動風景

●大学との連携による取り組み

愛媛大学、高知大学、インドネシアの三大学から学生が集まり、集会所に宿泊しながら、地域のために石垣修理や摘果作業、除草作業、子ども達の勉強をみる「明浜塾」といったボランティア活動が行われている。



大学と連携したワークショップの様子

●うみ・やまつなぐかりはま暮らし講

文化的景観の調査に伴い、地域住民の文化的景観の取り組みや景観に対する理解や興味を深めることを目的として、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度にわたり計 5 回、「うみ・やまつなぐかりはま暮らし講」と題したワークショップを実施した。

この成果はポスターやパンフレットとしてまとめ、西予市文化的景観調査委員会調査成果報告会で報告した。



第 2 回「うみ・やまつなぐかりはま暮らし講」ワークショップの様子

3 狩浜地区の現況

(1) 山林

狩浜地区の傾斜地の上部はかつて田畑が拓かれたり、用材林や燃料等の供給地として人々に利用されたりした場所であった。現在は耕作放棄地となり、極相化が進む森林となっている。



アカマツ林



八水の山田

(2) 段畑

狩浜地区の傾斜地には柑橘栽培が行われる段畑が広がっている。段畑の中に地質構造の変換線があるため、段畑の石垣には場所によって異なる石材が利用されており、独特の段畑景観を生み出している。

また、段畑内からは狩浜地区を一望できる。



段畑



段畑の石垣

(3) 集落

狩浜地区には本浦と枝浦の2つの集落がある。集落の建物は、主屋の約3分の1が戦前に建築されたものであることに加え、隠居、付属小屋、門といった伝統的な建物が数多く存在している。中には、ヘヤ、納屋、蔵を組み合わせた複合型の付属小屋や養蚕業を営んでいたことを表すオリヤ養蚕等の建物もあり、個性豊かな家並みが形成されている。

2つの集落の間には春日神社があり、毎年行われる秋祭りは集落の人々にとって欠くことのできない重要な行事である。



オリヤ養蚕



春日神社

(4) 法花津湾沿岸の環境

狩浜地区の面する法花津湾は太平洋を流れる黒潮の潮流の影響を受けて、栄養分が豊富なことから、宇和海らしい豊かな生態系が維持されている。

海面には魚類養殖に用いられる生簀や真珠養殖筏、真珠養殖ブイ、ヤカタ等が浮かんでおり、生業が表れた景観となっている。

秋祭りでは、浜にお旅所が設けられ、神輿や牛鬼、お船、五つ鹿等の練りが海上を渡御する華々しい景観となる。



ヤカタ



魚類養殖生簀

(5) 西予市景観計画策定案

西予市景観計画策定案では、西予市全域の中から代表的な景観を有する7地区をモデル的に選定し、地区別の景観目標、基本方針を検討するとしている。

狩浜地区は、7つのモデル地区の内、段畑と農漁村景観を代表とする景観として挙げられている。

4 狩浜地区の特性

「西予市文化的景観調査成果報告書」（平成 30 年）から、西予市狩浜地区の特性を整理すると以下のとおりとなる。

（１）自然的特性

- ・ 狩浜地区を含む宇和海に面した四国西南部は、第四紀における大規模な沈降の影響で複雑に入り組んだ海岸線のリアス海岸となる。また、北側から北部秩父帯、黒瀬川帯、南部秩父帯、四万十帯が、ほぼ帯状に分布する地質構造となっている。
- ・ 狩浜地区は法花津湾北岸に形成された谷底堆積低地に位置している。また、南部秩父帯と四万十帯の境界に形成された西日本有数の大断層である仏像構造線が地区内を通過しており、仏像構造線を挟んだ南北で地質構造が大きく異なる特徴を持つ。
- ・ 現在、四国西南部の海岸の斜面地は、温暖な太平洋側気候を活かし、全国有数の柑橘類産地となっている。

（２）歴史的特性

- ・ 狩浜地区内にある狩浜遺跡では縄文時代のはんれい岩製の両刃石斧が発見されており、古くから海を介した交流のもとで生活が営まれていたことが分かる。
- ・ 狩浜の名前が歴史に登場するのは中世で、字ハシロリや応永 12(1405) 年創建と伝わる廣福寺には九州の溶結凝灰岩を用いた五輪塔があり、春日神社遺跡からは宇和盆地との交流を示す 15 世紀後半の土師質土器が出土している。
- ・ 江戸時代初期には宇和島藩、その後は分家した吉田藩に属し、漁業中心の浦方として把握される一方で、集落背後の斜面地には田畑が拓かれ、自給用の麦や甘藷が植えられた。
- ・ 標高の高い部分は漁火用の燃料や薪炭材を採取する松山、柴山として利用された他、吉田藩の専売制に基づき、商品作物としての櫨が栽培された。
- ・ 以上より、狩浜地区は法花津湾と山地斜面を利用し、外部との交流を通じて生活又は生業が営まれてきたといえる。

（３）生活又は生業的特性

- ・ 現在の主要な生業は、傾斜地に築かれた段畑を利用した柑橘類栽培と、法花津湾を利用したシラス漁、及び魚類や真珠の養殖である。
- ・ 住環境としての特徴として、南四国に顕著な隠居慣行が見られ、ヘヤと呼ばれる主屋とは別棟の居住用建物が多く見られる。更にヘヤ、蔵、納屋という 3 つの機能を組み合わせた複合型の付属小屋が特徴的に見られる。複合型の付属小屋の中には、ヘヤとミカン倉庫との複合といった建物も見られ、戦後も建築されている。
- ・ 本浦と枝浦の間の丘陵部に鎮座する春日神社の祭礼である秋祭りでは、南予地方に広がる牛鬼を始め、神輿、太神楽、角力練り、巫女の舞、鹿の子（五つ鹿）、御船、俄といった多様な練りが出る。練りを担当する組は決まっており、地域の紐帯として機能している。練りが集落内のみならず、海上を巡行する点、そして浜がお旅所となる点は狩浜地区が農漁村集落であることを端的に示している。
- ・ 春日神社には瀬戸内・尾道石工の手によって加工された芸予花崗岩が多数確認できる。更に、宇和島石と呼ばれる砂岩を用いた現場合わせの石垣もあり、角石頂部には気負

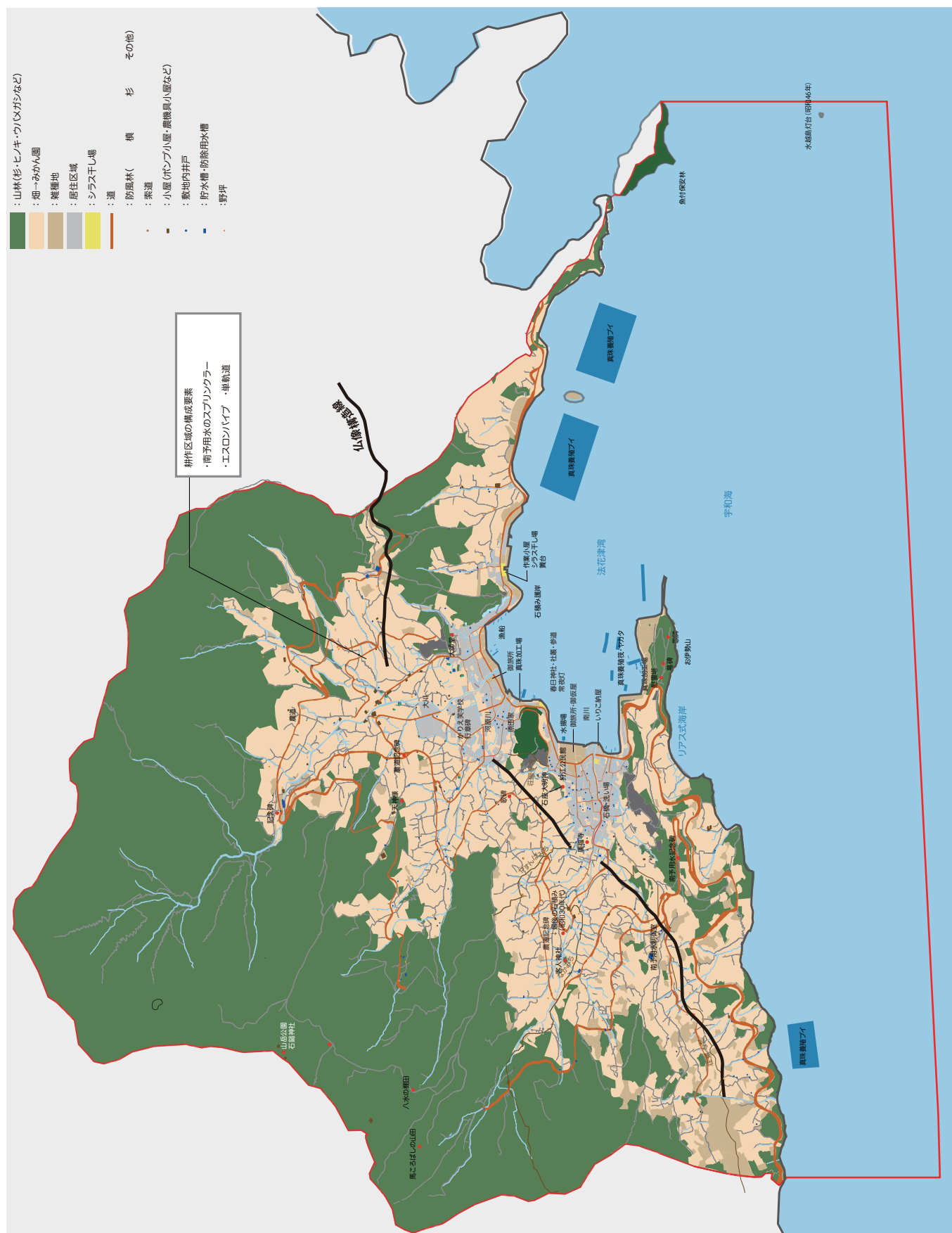
いの加工も見える。こうした芸予花崗岩や宇和島石の造作は現地でなされたものであり、石材に伴って人や技術の移入もあったことが窺える。宇和島石は集落内の建物の基礎石としての利用も見られ、こうした他地域からもたらされた石材が狩浜の景観のアクセントとして機能している。

（４）景観の概況と景観類型

- ・ 狩浜地区は本浦と枝浦の２つの集落からなる。
- ・ 背後には、権現山（464 m）を中心に 360 ～ 540 m の山が取り囲む形で並んでおり、山地から流れ出た南川、大川、河原川が法花津湾に流れ込む海岸部に形成された狭小な谷底堆積低地に集落が展開している。
- ・ 現在は森林となっている「里山」、斜面地に形成された石垣の「段畑」、谷底の低地に集まっている「集落」、養殖やシラス漁等を行う法花津湾の「里海」の４つを景観単位と捉えられる。
- ・ 「段畑」からは「段畑」「集落」「里海」が一望でき、生活又は生業の日常圏が一体的に把握できる。



段畑から見た狩浜地区の景観



5 明浜町狩浜地区の景観形成に係る課題

既存資料及び現地踏査に基づき、狩浜地区の景観形成に係る課題を整理すると以下のとおりとなる。

(1) 山林の保全

斜面地の上部では極相化が進んでいる。権現山を頂く山林は地区の景観のスカイラインを形成し、かつ、段畑の背景ともなっており、狩浜地区の領域を感じさせる大切な緑である。南裾に広がる段畑や集落への防災や減災、また、豊かな海の環境を維持保全するためにも水源涵養地として適切な管理が求められる。



ウバメガシ林



広葉樹林内に散乱するアカマツの朽木

(2) 段畑の維持

斜面地に築かれた段畑は、平坦地と比較すると労働条件が不利で、農作物の出荷価格の低迷もあり、担い手が減少している。現状では段畑の荒廃は目立たないが、担い手の減少に伴う、耕作放棄地の増加を予防する対策が課題である。

大雨やイノシシによる石垣の崩落も課題となっている。現在は地元の石材を使って手作業でつき直す姿が見られ、石積技術の伝承に努めていく必要がある。

農道や南予用水といった基盤が整備されていることから、今後、景観の開発的な改変は想定されていないが、後継者の確保、石垣や段畑の崩落箇所の復旧等が課題としてあげられる。



崩れた段畑の一面



石垣の段畑

（３）建築物の老朽化及び空き家化

農業や漁業、養蚕業等これまでの生業の面影を残す建築物がへや、納屋、蔵等の多様な付属屋と共に点在し、農業と漁業の要素が混在した独特の集落景観となっている。一方、これらの建築物には老朽化等により傷みが著しいものも多く、適切な修理を要するものがある。

加えて、これらの建築物の中には空き家化したものや、使われていないものも多い。今後はこれらの建築物の保存活用を図り、生きている生活環境としての集落景観を保存することが必要である。



へや・納屋



糧倉

（４）法花津湾沿岸の環境の保全

シラス漁では、漁期の不安定化や漁獲量の減少に加え、施設設備費の上昇が生じている等、経営の安定化が課題となっている。真珠養殖でも後継者不足が深刻化している。今後、漁業縮小に伴って、漁業設備や資材の整理が必要となることが予想され、適切な整備活用の促進が求められる。

浜には、秋祭りの際にお旅所が設けられ、多彩な練りが海上を渡御する拠点となっていることから、浜を含めたリアス海岸の沿岸の維持保全が望まれる。

また、漁業を支える海の環境の保全のため、春日神社、お伊勢山、かつら島の海岸林の維持も課題である。



かつら島



お伊勢山

6 景観計画区域の設定

(1) 景観計画区域設定の基本的な考え方

① 段畑と農漁村景観の一体的な保全

狩浜地区の景観は権現山を中心とする山々が取り囲み、山地から流れた川が法花津湾に流れ込む海岸部に形成された狭小な谷底堆積地に展開する集落で営まれる沿岸漁業と段畑の柑橘栽培が織りなす農漁村の景観地である。このことから、後背の里山と、段畑、集落、里海の一体的な保全が必要である。

② 文化的景観の保全

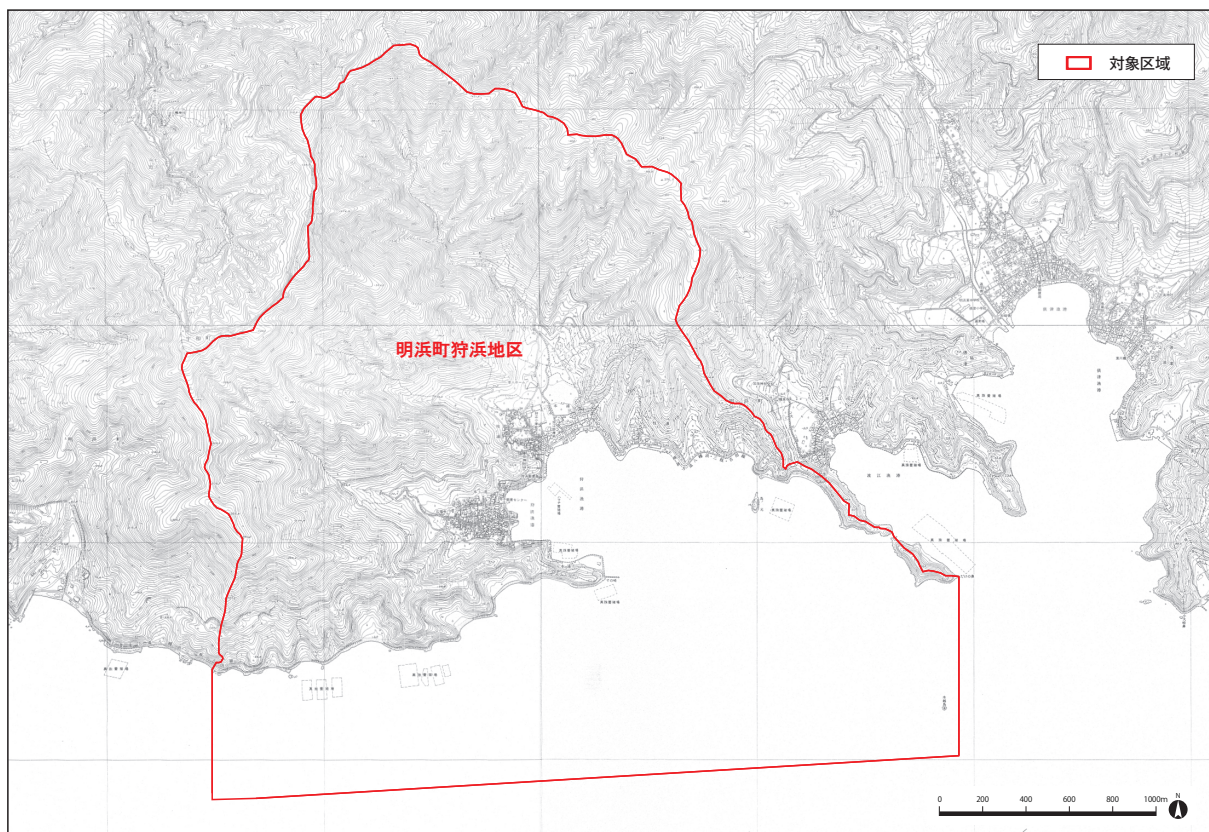
文化的景観とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解に欠くことのできないもの（文化財保護法）」と定められている。

狩浜地区の景観を正しく評価し、地区で守り、次世代へと継承していくためには、農漁業と共に歩んできた住民の生活を基幹とした景観の保全が必要である。中でも、集落の建築物や、段畑を支えてきた石垣等は景観を構成する具体的な要素であり、計画的な保存を図ることが必要である。

このため、この景観を文化財保護法の定める文化的景観として捉え、持続的に保護していくこととする。

(2) 景観計画区域の設定

上記の基本的な考え方に基づき、狩浜地区景観計画区域を明浜町狩浜の範囲一帯とする。



7 狩浜地区景観計画の基本方針

(1) 景観形成の目標

西予市文化的景観調査報告書を参考とし、狩浜地区の景観特性を踏まえながら、地区の良好な景観形成の目標を次のとおり定める。

豊かな自然と段畑および農漁村集落とを
一体的に保全する宇和海狩浜の景観づくり

(2) 景観形成の方針

狩浜地区は、土地利用が箱庭的な一体感のある美しい景観を形成していることを踏まえ、現在の土地利用を維持継承することを基本とし、「里山」「段畑」「集落」「里海」の4つの景観単位ごとに、下記の基本方針を定める。

「里山」は権現山を頂に、傾斜地の上部にある狩浜地区の領域を囲む、山林の区域であり、「段畑」は傾斜地の中間～下部に広がる農地の区域である。里山との境界には南予用水関連施設が置かれ、集落との境界には仏像構造線が通っている。「集落」は本浦と枝浦の家々が並ぶ生活の区域であり、「里海」は主として国道378号から宇和海沿岸及び洲の崎、だけの鼻、水越島に囲まれた海面の区域である。

なお、区域内における生業の継承者の減少や高齢化の進捗状況を踏まえ、緩やかな規制基準とすることを考慮する。

①里山の基本方針：森林の保全と管理

- ・里山の森林は狩浜地区の景観の背景として重要であることから、広範囲にわたる樹木の伐採を避け、周辺の植生に配慮した自然環境の保全を図る。
- ・段畑、集落への防災、減災、また水源涵養の観点から適切な管理を行う。

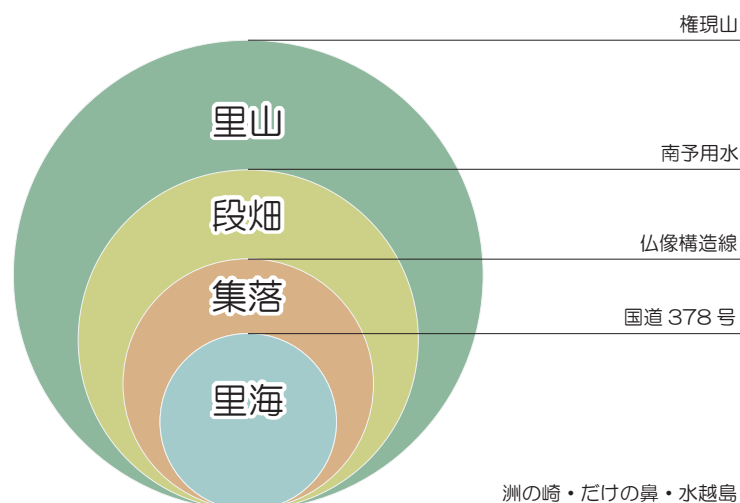


図 景観単位概念図

「保存」とは、現状あるいは旧状を維持しながら景観を守ること
「保全」とは、変化を加えつつも現状の景観を守りはぐくむこと

②段畑の基本方針：段畑景観の保存と農地の維持保全

- ・ 傾斜地における段畑による農業が狩浜地区の個性的な景観であることから、段畑の農地としての空間構成の維持に努める。
- ・ このため段畑を支える石垣は保存に努め、周辺の景観との調和に努める。

③集落の基本方針：個性豊かな建築物の保存

- ・ 集落では生業の変遷からそこに適応してきた生活様式を窺わせる多様な建築物が建ち並ぶことで、個性豊かな景観を形成しており、これらの建築物を保存する。
- ・ 新築や増改築等を行う際には、周囲の景観との調和を図る。
- ・ 文化的景観保存事業と連携し、修理・復旧、修景事業に取り組む。

④里海の基本方針：自然環境の保全と周囲の景観に配慮した整備・活用

- ・ リアス海岸を示す海岸線を維持する。
- ・ お伊勢山、だけの鼻等の海岸林の開発は行わず、自然環境の保全に努める。
- ・ 浜や空き地等は周囲の景観を阻害しないよう、適切な管理を行う。
- ・ 文化的景観保存事業と連携し、修理・復旧、修景事業に取り組む。

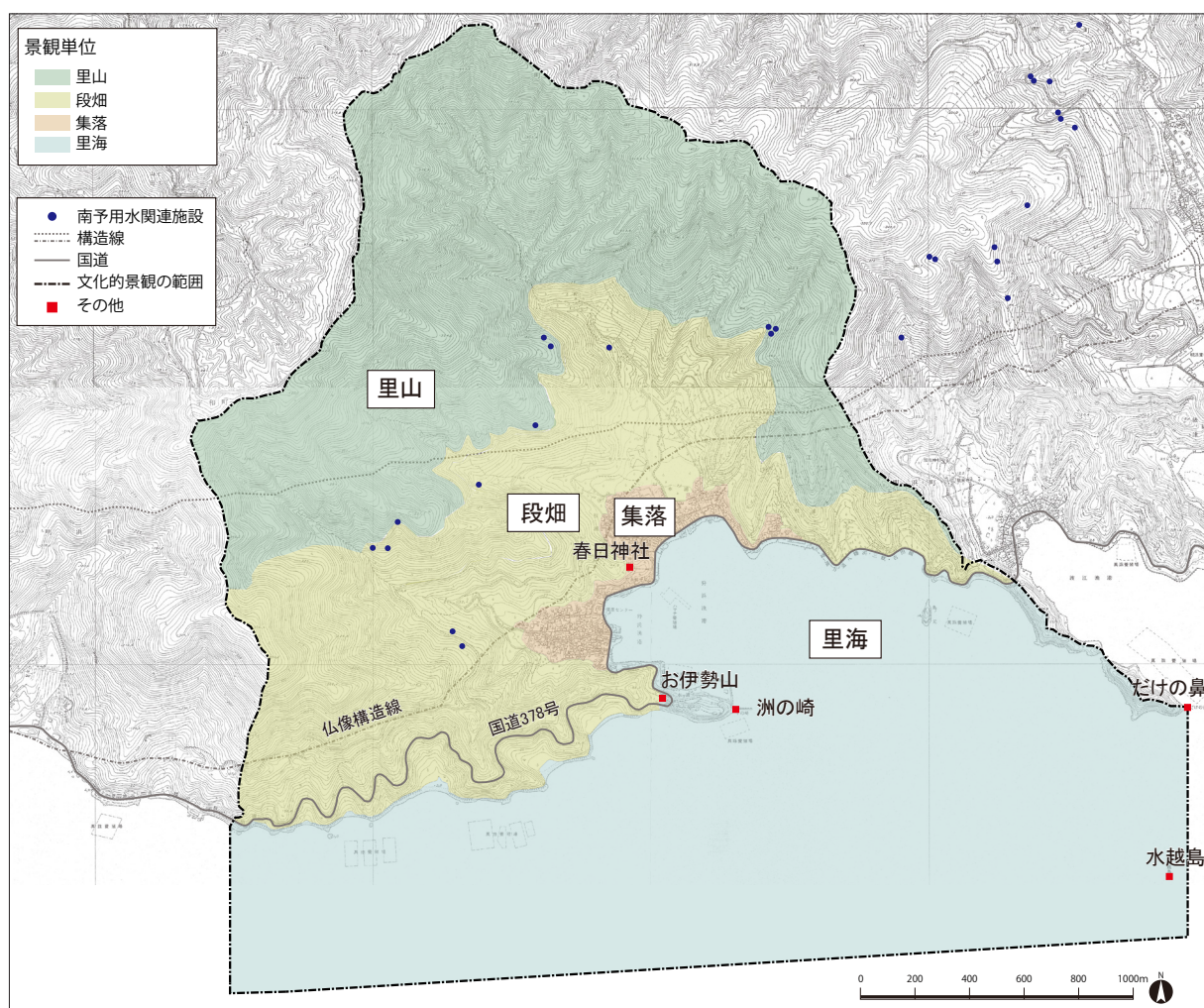


図 景観単位のエリア区分

「文化的景観保存事業」とは、文化的景観の本質的価値を維持するための修理・復旧と、同じく本質的価値に調和させ、あるいは景観形成を図るための修景について、「西予市文化的景観保存計画」に基づいて行われる文化的景観の保護事業のことをいう。

8 行為の制限

狩浜地区における良好な景観形成を目指して、景観地区内で行われる行為についての制限の主旨及び内容（以下「景観形成基準」という。）を、景観法（平成 16 年法律第 110 号、以下「法」という）に従い、下記のとおり定める。

（１）届出対象行為

狩浜地区の景観に与える影響の大きい建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という）、工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という）、開発行為及び良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為等を行う場合で、西予市景観条例施行規則第 8 条に基づいて、以下の規模等に該当する変更行為については、景観形成基準を満たすことを原則とする。

なお、所有者は、教育委員会を通じて、行為を行おうとする 30 日前までに市長へ届出を行うものとする。

ただし、国及び地方公共団体が行う各種事業（公共工事）については、この限りでない。

1）建築物の建築等

建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の建築について、以下の行為を届出の対象とする。

- ・ 軒の高さが 7 m を超えるもの
- ・ 延べ面積が 500 ㎡（増築後の規模を含む）を超えるもの
- ・ 従前の建築物の延べ面積の半分以上の模様替
- ・ 従前の外壁の垂直投影面積の半分以上の色彩の変更

2）工作物の建設等

土地に定着する工作物その他の工作物で、西予市景観条例施行規則第 3 条に定める工作物について、以下の行為を届出の対象とする。ただし、太陽光発電設備の用に供する工作物は全ての行為を届出の対象とする。

- ・ 当該行為後の工作物の高さが 2 m を超える新築、増築若しくは改築
- ・ 当該変更部分にかかる部分が、外観の半分以上の模様替
- ・ 変更にかかる部分の垂直投影面積が全体の垂直投影面積の 10 分の 1 を超える色彩の変更

西予市景観条例施行規則第 3 条に定める工作物

- | |
|--|
| (1) 垣（生垣を除く）、柵、塙、擁壁その他これらに類するもの（建物に付随するものを含む） |
| (2) 煙突又はごみ焼却施設 |
| (3) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という）及び第 11 号に該当するものを除く） |
| (4) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く） |
| (5) 彫像その他これらに類するもの |
| (6) 高架水槽 |
| (7) 汚水又は排水を処理する施設 |
| (8) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 |
| (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する施設 |
| (10) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設 |
| (11) 電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路又は空中線系（その他支持物を含む） |
| (12) 太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類するもの |

3) 開発行為

都市計画法第4条第12項の規定に基づく建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更については、

- ・ 開発区域面積が 1,000 m²を超えるもの
- ・ 高さが 2 mを超える法面を生じるもの

4) 西予市景観条例で定める行為

①土石類等の堆積（堆積期間が 30 日を超えて継続しないものは除く）

- ・ 高さ 2 m又は面積 500 m²を超える土石の堆積
- ・ 高さ 2 m又は面積 100 m²を超える廃棄物、再生資源その他の堆積

②土地の形質の変更（開発行為は除く）

- ・ 行為の面積が 1,000 m²を超える土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更

③木材の伐採又は植栽

- ・ 行為の面積が 1,000 m²を超える木材の伐採又は植栽

④用途の変更

- ・ 里山区域において、従前の用途から他の用途に変更するもの
- ・ 段畑区域において、畑地から他の用途に変更するもの

(2) 景観形成基準の運用

届出対象となる行為が満たすべき景観形成基準を次の頁に示す。景観形成基準については、景観計画に定める内容であることから、上記の届出対象行為の区分と併せて、記載する。景観形成基準は、「西予市文化的景観保存計画」の景観単位ごとの土地利用方針に従って定めることで、狩浜地区の文化的景観との調和を図るものとする。

「西予市文化的景観保存計画」を基に景観単位ごとの土地利用を整理すると、以下のようになる。

- ・ 里山は権現山を中心とする山々が、地区のスカイラインを形成する。現在は照葉樹林が広がっているが、かつては用材林地として生活を支えた歴史を持ち、山田が残っている。今後は、森林の保全を図り、現在の景観を継承していくと共に、裾野に広がる段畑や集落への防災、減災や水源涵養の観点から、適切な管理を行う。
- ・ 段畑は、時代に応じて生産物を変化させながら、農業を営んできた区域であり、地質に多く含まれる石灰岩を用いて築かれた石垣が残っており、自然、歴史を反映した生業の区域となっている。今後も段畑景観の保存を図り、農地の維持保全に努める。
- ・ 集落は、生業の履歴を窺わせる多様な建築物が建ち並び、個性豊かな家並みを形成している他、春日神社の秋祭り等の年中行事も継承されている。今後も家並み、社寺、河川や道路の維持保全に努め、現在の景観を継承していく。
- ・ 里海は、豊かな生態系が維持されており、法花津湾を囲むお伊勢山とだけの鼻、湾内に浮かぶ漁業関連設備、そして、その沿岸に並び漁業関連施設が里海の自然と生業を反映していることから、今後も里海の豊かな自然環境を保全すると共に、沿岸部では環境に配慮した適切な整備活用を図る。

表 景観形成基準

基準			景観形成基準：文化的景観との調和を図る基準					
景観単位			里山	段畑	集落	里海		
①建築物の建築等	敷地	規模	・現状維持又は周辺の景観と調和が可能な最小限の規模とする		・現状維持又は周辺環境と調和可能な規模とする			
		形状	・現状維持又は当該地及び周辺の景観を損ねないように道路沿道にまとめた形状とする		・現状維持又は周辺の景観と調和し、連続性に配慮した形状とする			
		建物配置	・現状維持又は当該地及び周辺の景観を損ねないように道路境界付近に配置する		・現状維持又は周辺の建築物との連続性に配慮した配置とする	・現状維持又は周辺の景観を阻害しないように配置する		
		植栽	・建築物の遮蔽に努める	・防風・防潮を目的とした植栽とする	・大規模な建築物周辺や敷地内の緑化に努める			
	規模	規模	・現状維持又は周辺の景観と調和する規模とする					
		階数	・現状維持又は二階建て以下とする					
	構造		・現状維持又は木造とする					
	形態	屋根	形状	・地区の自然環境や歴史環境と調和し、落ち着いたまとまりのある形態とする				
			勾配					
			材料					
		下屋	配置					
			勾配					
			材料					
	外部意匠	軒	・地区の自然環境や歴史環境と調和し、落ち着いたまとまりのある外部意匠とする					
		庇						
		出入口						
		開口部						
		戸袋						
		外壁						
		基礎						
		外構						
	色彩		・周辺の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とする					
	住宅設備機器及び配管・配線類		・空調室外機等の建築設備は、公共の場から見えない位置への設置に努め、やむを得ず設置する場合は、自然素材のものや緑化により覆うなど、周辺の自然環境と調和するように配慮する ・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える部分に露出しないよう配慮し、やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする					
垣（生垣除く）擁壁護岸	位置	・現状維持又は相隣との連続性の確保に努める						
	規模	・現状維持又は周辺景観との調和に努める						
	構造	・現状維持又は自然素材の使用に努める ・使用材料の特性に応じた構造とする						
	形態	・段畑の形態の保全に努める		・石垣の保全に努め、建築物と調和する形態、意匠とする				
	意匠	・石垣の保全に努める						
	色彩	・目立つ色は避け、周辺の自然環境と調和する色彩を基調とする		・周辺の集落景観と調和する色彩を基調とする				
柵塀	位置	・現状維持又は相隣との連続性の確保に努める						
	規模	・現状維持又は周辺景観との調和に努める						
	構造	・現状維持又は自然素材の使用に努め、材料の性質に応じた構造とする						
	形態	・機能に応じた形態を基本として過剰な意匠は避ける						
	意匠							
	色彩	・目立つ色は避け、周辺と調和する色彩を基調とする						

表 景観形成基準

基準		景観形成基準：文化的景観との調和を図る基準			
景観単位		里山	段畑	集落	里海
② 工作物の建設等	煙突又はごみ焼却施設	・相隣との景観の連続性や調和に配慮し、圧迫感を与えないように工夫すること ・地区の自然環境、段畑や集落に対して目立つ色は避け、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること ・通りから望みできる壁面は、段畑の石垣との連続性に配慮した配置に努める、集落環境にあっては、町並みの連続性を損なわないものとする ・周辺の環境に配慮した高さとする			
	アソビ等その他これらに類するもの				
	記念塔等その他これらに類するもの				
	彫像その他これらに類するもの				
	高架水槽				
	汚水・排水処理施設				
	遊戯施設				
	プラントその他これらに類する施設				
	石油等、穀物、飼料等を貯蔵する施設				
	電気通信のための線路又は空中線系				
③ 開発行為	太陽光発電設備、風力発電設備その他これらに類するもの	・原則、太陽光発電設備は設置しない ・家庭用太陽光発電設備は地上設置を避け、道路や公共の場から容易に望見できない位置とし、周辺の環境と調和したものとする ・原則、風力発電設備は設置しない。やむを得ない場合は、稜線を遮らないよう、眺望に配慮した配置や規模とする			
	建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	・開発後の状況が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと ・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努める ・樹木の伐採は必要最小限にとどめる			
④ 条例で定める行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とする。 ・道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮する			
	土地の形質の変更	・農道、林道、耕作道等は、整備する素材や設置場所、規模など、地区の景観に配慮したものとする ・石垣の新設・修復にあたっては、工法と材料などを地区の伝統や歴史に配慮するよう努める ・信仰及び地区の祝祭行事に係る施設（石造物、建造物等）を保存する			
	木竹の伐採、植栽	・木竹の大規模な伐採は避ける ・伐採の位置は、公共の場からの眺望に配慮する ・伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮する			
⑤ その他の行為	農地の用途等変更	・段畑景観の保存のため農地の維持保全に努める			
	駐車場等	・駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、形態・意匠、素材の工夫、周囲の緑化等により、地区の景観と調和するよう配慮する			
	屋外広告物	・周辺環境に調和した質の高いデザインとなるよう配慮する ・掲出面は、周囲の色彩と調和した落ち着いた色調を基調とする			
	自動販売機	・独立した設置は避け、建築物の軒下などへの設置に努める			

(3) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

①景観重要建造物の指定方針

景観計画区域内にある景観的に優れた建造物で、かつ、市民や観光客に親しまれている建造物で、公共空間から誰もが容易に見ることができ、下記の要件を満たすものについては指定し、保全を行う。また、景観重要建造物は市民の推薦でも協議等必要な手続きを経て指定できる。

【指定基準】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1) 周辺景観に溶け込み、地区のシンボリックな存在となっているもの2) 優れたデザインからなり、景観の重要性が高いもの3) 地区の自然、歴史、文化、生活などの視点から、その特性が地区を象徴するもの4) 地域に親しまれ、愛されているもの5) 文化財保護法による重要文化財等に指定されている建造物は除く |
|---|

②重要景観樹木

景観計画区域内にある景観的に優れた樹木で、かつ、市民やイベントに参加する都市住民、子ども達に親しまれている樹木で、十分な樹高があり樹幹も太く、健康な状態を維持し、公共空間から誰もが容易に見ることができ、下記の要件を満たすものについては、指定し、保全を行う。(景観重要建造物同様、景観重要樹木は市民の推薦でも協議等必要な手続きを経て指定できる。)

【指定基準】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1) 周辺地域の景観を特徴づけ、地区のシンボリックな存在となっているもの2) 樹高や樹形による姿が特徴的で、良好な景観形成に寄与するもの3) 長い間市民に親しまれ、愛され、大切にされてきたもの4) 文化財保護法による天然記念物等に指定されている樹木は除く |
|--|

9 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、表示・設置の内容によっては、景観を阻害する要因となるものであることから、その適正な表示、設置を規制・誘導することは景観上極めて重要である。

そのため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については良好な景観の形成との調和が保たれるよう、必要な制限を行うものとする。

西予市明浜町狩浜地区景観計画
平成30年12月

編集・発行 西予市教育委員会
愛媛県西予市宇和町卯之町3丁目434番地1
編集・協力 株式会社都市環境研究所九州事務所